

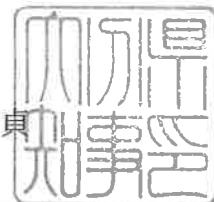
## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 21年 9月 29日

住 所 大分県佐伯市西浜10897番地66  
氏 名 有限会社 アサヒ産業  
代表取締役 山口 清一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事 広瀬勝貞



許可の年月日	平成21年9月29日	許可番号	廃対 第3号-7
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	施設の種類：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8の2号 木くず又はがれき類の破碎施設（移動式） 処理する産業廃棄物の種類：木くず（以上1種類ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	大分県内（大分市を除く）の各排出現場 保管場所：佐伯市西浜10897番地40		
処理能力	32t/日 (8)時間		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		